

鳥取県告示第413号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業、居宅介護支援事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年6月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人伯耆の国	西伯郡南部町落合646	会見訪問介護事業所	西伯郡南部町浅井938	平成22年3月31日
特定非営利活動法人れしーぶ	八頭郡八頭町宮谷240-24	れしーぶ	八頭郡八頭町宮谷240-24	〃

2 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人れしーぶ	八頭郡八頭町宮谷240-24	れしーぶ	八頭郡八頭町宮谷240-24	平成22年3月31日

3 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人れしーぶ	八頭郡八頭町宮谷240-24	れしーぶ	八頭郡八頭町宮谷240-24	平成22年3月31日